

【 掲載記事 】

- p2 話題 ……公共建築賞優秀賞が決定しました。
- p4 施設整備紹介 ……東京税関 新潟税関支署 東港出張所庁舎が完成しました。
- p5 Q&A ……官庁施設における省エネルギー対策の具体例を教えてください。
- p7 保全情報 ……保全実地指導・支援の概要について
- p9 情報ヘッドライン ……「官庁施設保全連絡会議を開催します。」ほか



東京税関 新潟税関支署 東港出張所

- 所在地 : 新潟県北蒲原郡聖籠町東港4-820-1外
- 敷地面積 : 14,236㎡
- 構造規模 : 鉄骨造 地上2階建て
 - 建築面積 1,454㎡
 - 延べ面積 2,080㎡
- 工期 : 平成17年3月～平成18年2月

国土交通省北陸地方整備局営繕部

国土交通省北陸地方整備局金沢営繕事務所



公共建築賞 優秀賞が決定しました。

1. 公共建築賞優秀賞について

6月13日（火）、北陸地区の公共建築賞優秀賞の伝達式が執り行われました。北陸地区からは、「千手温泉 千年の湯」、「富山市福沢地区コミュニティセンター」、「金沢城公園菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓等」の3点の事業者、設計者、施工者に表彰状が伝達されました。

2. 公共建築賞について

公共建築賞は国土交通省所管の社団法人公共建築協会が、国土交通省、全国知事会、全国市長会及び全国町村会の後援を得て実施しているものです。公共建築賞は、優れた公共建築を表彰することにより、公共建築の総合的水準の向上に寄与することを目的としています。数ある建築賞の中で、公共建築賞が特徴としているのは、公共建築を対象としていることのほか、評価の基準として、設計・施工が優れているということのみでなく、地域社会への貢献や施設の管理・保全といった視点からも評価を行っていることです。このため対象施設は竣工後3年以上経過したものとなっています。

3. 審査経緯

公共建築賞は昭和63年から1年おきに実施しており、10回目となる今回は全国で167点の応募がありました。第1次審査は、全国9地区の公共建築賞地区審査委員会によって昨年11月から行われ、5月9日に行われた公共建築賞審査委員会（第1回）において、地区審査委員会より推薦された北陸地区の3点を含む31点の建築物に優秀賞（公共建築協会会長表彰）を授与することが決定されました。

4. 今後の予定について

今後予定されている第2次審査で、この優秀賞31点の中から公共建築賞（国土交通大臣表彰）として、行政施設部門、文化施設部門及び生活施設部門の3部門ごとに最も優れた建築物各1点が、また、公共建築賞・特別賞（国土交通大臣官房官庁営繕部長表彰）として、特に優れた特徴を持つ建築物2点程度が選ばれ、9月下旬に発表される予定です。

※北陸地区公共建築賞受賞作品データは最終ページに記載しています。

【1. 千手温泉 千年の湯】

（写真1、写真2）

本事業が実施された新潟県中越地方は、冬の積雪が3mを超える自然環境にあり、近年、人口流出、高齢化に伴い、生活基盤が脆弱化していくという社会状況にあります。この温泉施設の整備事業は、こうした状況を背景とし、まちなかに、暮らしの中心となる拠り所を再生するための「賑わい空間創出事業」の第一弾として実施されたものです。

事業の実施にあたっては、徹底した住民主体の計画づくりを実践することとし、住民ワークショップで議論が重ねられ、計画が練り上げられました。



写真1（外観）

施設の運営は、住民が出資したまちづくり会社が行い、住民主体の運営が展開されています。食堂は、周辺の飲食店とのネットワークによる出前方式により運営され、周辺経済の活性化にも貢献しています。施設利用者は、当初の予想を遙かに上廻り年間25万人を超え、地域再生への先導的役割を果たしとして評価されました。

【Ⅱ. 富山市福沢地区コミュニティセンター】

(写真3、写真4)

福沢地区は、約400世帯の住民と近年整備された2つの大学等の教育施設が共存する地域で、この施設は地域の人々と学生達との交流の場として整備されました。

整備に当たっては、企画段階より地域住民等で構成された委員会で検討を重ね、設計段階においても詳細な検討が住民と行われました。

建物は、森の町にふさわしく木造とされ、長く延びた数枚の壁により構成されています。この壁は、黒い防腐剤を塗った杉板で仕上げられており、時と共に変化し、周りの自然と馴染んでゆき、環境と連続しつつ個性ある風景を創出することが意図されています。また、完成後も、地域住民のボランティアが壁面の塗り替え等のメンテナンスを実施しており、このような過程を経て、地域の人々は、この施設を自分たちの施設として意識することとなり、その成果が旧公民館の約10倍の稼働率にもうかがえるとして評価されました。



写真2 (陽だまりラウンジ)



写真3 (外観)



写真4 (内部)

【Ⅲ. 金沢城公園「菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓等」】

(写真5、写真6)

金沢城址は、隣接する兼六園や周辺文化施設と共に一体的な文化ゾーンを構成しています。

事業に当たり、写真や図面史料の調査、埋蔵文化財調査等を行い、県民の代表者や専門家で構成された金沢城整備懇話会に意見を求めるなど、精密に資料を分析して、史実に忠実な建物を復元することに努め、使用木材は石川県内産材を積極的に活用し、鉛瓦等は現存する遺構に使用されているものを参考に、できる限り同質になるように製作されています。

工事に当たっては、県内職人の伝統技術が活用されました。仕口、継ぎ手、建具、なまこ壁等については模型づくりから行い、熟練職人が若手技術者に技術を習得させながら施工されました。このように、この工事現場は、熟練職人が、後継となる若手技術者に伝統技術を伝える場となりました。この工事を機に、伝統技術の伝承と育成を目的とした、県内の大工・左官等の9職種にわたる「石川の伝統的建造技術を伝える会」が設立され、現在も活動を続けていることも評価されました。



写真5 (外観)

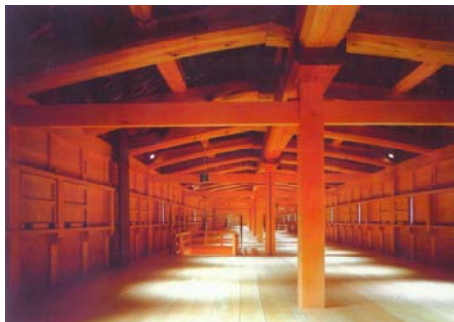


写真6 (内部)



東京税関 新潟税関支署 東港出張所庁舎が完成しました。

平成18年2月、北陸地方整備局営繕部が整備を進めておりました東京税関新潟税関支署東港出張所庁舎が完成しました。

庁舎は、新潟東港にあるコンテナ貨物大型X線検査施設に隣接した場所に建設されました。庁舎には、税関の開披検査場と通関事務室等が整備されています。この庁舎が整備される以前は、①税関の開披検査場がなかった（借用していた）、②事務部門が分散していた、③事務スペース・倉庫等が狭隘であった、等の不都合がありました。

整備にあたっては、「機能を集約した、利便性が高く効率化の図れる施設づくり」、「良好な検査空間の創出と、良質な行政サービスを提供できる施設づくり」、「耐候性が高く、維持管理費のかからない施設づくり」を目標とし、平成16年度より具体的な計画・設計をすすめました。

庁舎1階の大部分を占める開披検査場は、検査に適した機能的な大空間とするため、2階階高を利用した架構（アーチ梁）により、30mの無柱空間を確保しました。また、敷地が海に面していることから、塩害や強風に対し配慮しています。このほか、省エネルギー対策にも配慮し、トップライトによる自然採光や自然換気など、自然エネルギーの活用、屋上緑化による熱負荷低減などを行っています。

日本海における国際物流拠点港湾である新潟東港で、本庁舎が通関業務の効率化・機動化に貢献し、世界に広がる環日本ゲートウェイの一翼を担う施設となることを願っています。



開披検査場入り口



事務室



開披検査場



トップライト及び屋上緑化



玄関ホール、階段室



Q&A: 官庁施設における省エネルギー対策の具体例を教えてください。



Q: 官庁施設において、施設管理者や施設利用者が実施できる省エネルギー対策の具体例を教えてください。

A: 施設には、照明、空調・換気、給排水、防災設備等の建築設備が設けられていますが、省エネルギーのためには、建築設備を適切に使用し、維持管理することが必要です。夏号の今回は、冷房時期に有効で、容易に実施できる省エネルギー対策の具体例をいくつか紹介させていただきます。

①照明器具の定期的な清掃と交換及び消灯

照明設備は、光と同時に熱を発生させるため、冷房時には熱負荷となります。したがって、照明設備を効率よく使用することは、発生熱エネルギーを低減させることとなり、消費電力の低減につながります。

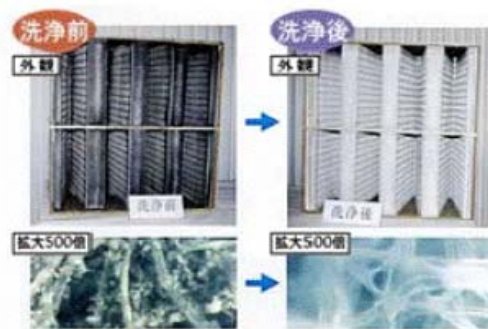
照明設備は、時間の経過に従って性能が劣化し、消費電力が同じでも照度は徐々に低下します。照度が低下した状態で不要部分の消灯を行うと、必要部分の照度が本来より暗く

なってしまうことから、不要部分の消灯推進の弊害となります。また、自動調光制御を行っている施設では、性能が劣化した照明設備の必要照度を確保するために、多くの出力が必要となってしまいます。性能の低下した器具の定期的な交換、反射板の清掃を行い、昼休みの消灯、倉庫・会議室等の未使用時の消灯等を行うと、照明設備からの熱エネルギーの削減・冷房時の熱負荷の削減となります。

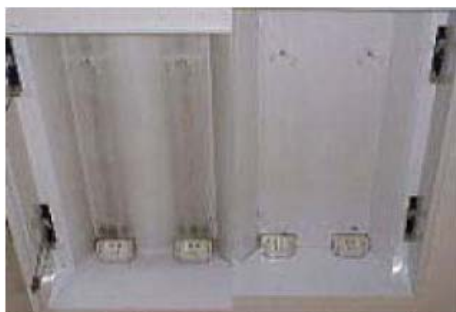
②空調機エアフィルターの

定期的な清掃と交換

空調機には、室内空気環境を清浄に保つためにエアフィルターが取り付けられています。長時間運転していると、粉塵がフィルター面に蓄積され目詰まりを起こして通風抵抗が増加します。その結果、循環する風量が減少し、冷房能力が著しく低下するばかりでなく、余分なエネルギーを消費します。定期的なフィルターの清掃や交換を行うことが有効です。



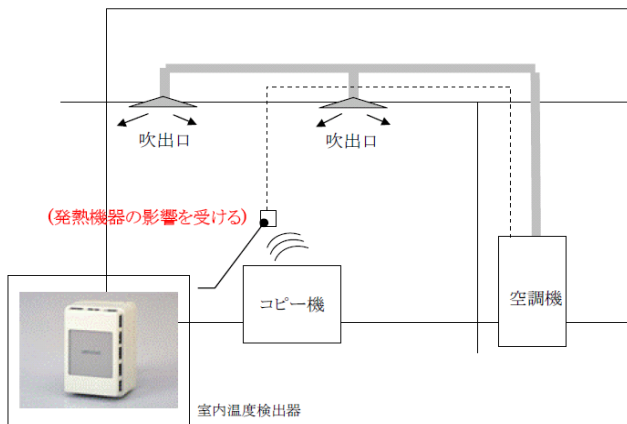
フィルター洗浄前後³⁾



清掃実施前と後の反射板¹⁾

③冷房時にはブラインドを下ろす

照明同様、窓から差し込む日射は、最終的には冷房時の熱負荷になるため、日が差し込む時間帯はブラインド等を降ろし、日差しを遮り省エネルギーと快適性の向上を図りましょう。

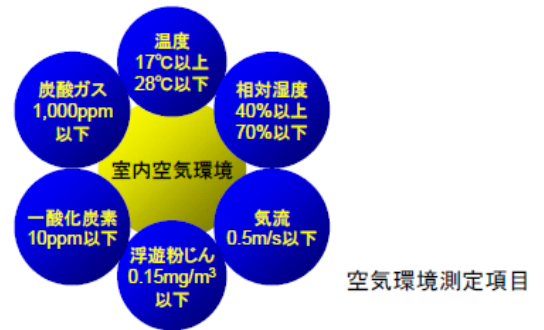


④空調用温度検出器の設置状況の確認

空調の温度制御は、一般に執務室内に取り付けられている温度検出器（サーモセンサー）で室内温度を計測し、その情報を空調機に送って設定温度（28℃）になるように送風温度や送風量を制御しています。しかし、温度検出器の近くにコピー機等の発熱機器が設置されていると、室の正確な温度を感知できずに誤った情報を送って過度な冷房をしてしまいます。また、温度検出器の前をロッカー等で塞いでしまっているケースもよく見受けられますが、同様に不具合が発生するので設置状況を再度点検しましょう。

⑤冷房時の設定温度の工夫

夏期の冷房設定温度は、かつては26℃が一般的でしたが、軽装の励行等により、体感温度を2℃程度調節できると言われています。冷房設定温度28℃を目標に、各自が快適な状態となるよう工夫しましょう。



⑥冷房運転時の外気導入量適切化

及び窓・扉の閉鎖

最近では、夏期の執務室内温度28℃に対し、外気温が35℃を超える日もあります。この外気を、室内のCO2濃度を下げるために、空調機を経由して執務室に供給していますが、必要以上に供給すると、無駄なエネルギーを消費してしまうため、室内空気環境基準値を満足する範囲内で、外気導入量の削減が可能か検討をしましょう。また、冷房している室の窓や扉が解放されていると、外気が不必要に流入し冷房負荷となるため、冷房時は閉めておくようにしましょう。

この他にも色々な省エネルギー対策があります。下記国土交通省ホームページからダウンロードできる「地球温暖化対策に寄与するための官庁施設の利用の手引き」等も引き続きご利用・ご活用下さい。

■国土交通本省URL

http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun/ondanka_tebiki.pdf

この Q & A は、皆様からの質問・相談等を元につくっていきたいと考えています。質問・相談等ありましたら、どうぞお気軽に「公共建築相談窓口」までご連絡ください。



保全実地指導・支援の概要について

【はじめに】

「官公庁施設の建設等に関する法律（官公法）」第11条において「各省各庁の長は、その所管に属する建築物及びその附属施設を、適正に保全しなければならない。」と規定されています。北陸地方整備局保全指導・監督室及び金沢営繕事務所は、この実施を促すことにより官庁施設の保全の適正化を推進するため、官公法第13条第3項の規定に基づき、「保全実地指導」を毎年実施しています。

今回は、平成16年度を例にとり、その概要を説明させていただきます。

【対象施設】

平成16年度の保全実地指導・支援対象施設は、保全業務支援システム（BIMMS-N）による評価が、まだできない状況であったため、「平成16年度官庁建物実態調査」に合わせて行い、新潟地区で9施設、富山・石川両地区で9施設、計18施設としました。

なお、平成17年度からは、保全業務支援システム（BIMMS-N）による保全実態調査の結果に基づき、各省庁毎に特に保全の状況が良好でないと判断される施設に対して実施しています。

【実施体制】

北陸地方整備局営繕部の指導・支援体制は原則として3人体制とし、それぞれ、建築、電気、機械を専門とする職員を配置しました。また、当該施設の保全担当者及び現地施設管理者の方に、現地立会をお願いし、実際に施設の保全状況を確認しながら、指導・支援を行いました。

【現地調査について】

指導・支援を行うためには、まず、施設の保全状況について現地調査を行う必要があります。

ます。調査は「保全状況確認のためのチェックシート（案）」を活用し、施設管理者等へのヒアリング、各部位の目視による確認、保全関連資料の確認等により行いました。

主な調査の視点は、以下のとおりです。

①保全業務体制の構築

施設保全責任者、保全担当者、連絡体制等が、適切に定められているか

②保全計画の作成

長期及び年度保全計画が作成され、計画的に保全が実施されているか

③維持すべき状態にあるか否かの確認

建築構造・仕上げ、電気・機械設備、防災設備等の機能・性能を維持するために適切に保全が実施されているか

④記録の整備状況

清掃、点検、運転、修繕、エネルギー使用状況等の記録が整理・保存されているか

⑤エネルギーの使用状況

電気・ガス・水・油等の使用量を常に把握しており、妥当な値となっているか等の比較・分析等が実施されているか

現地調査の結果を、以下図1～図8に示します。これは、新潟地区の9施設、富山・石川地区の9施設の調査結果を整理したものです。

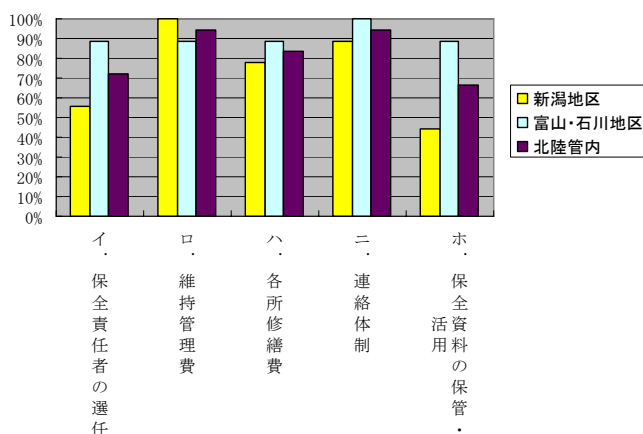


図1：保全の体制実施率

図1～7に関し、考察の一部を記載します。

- ・保全資料は、保管していてもあまり活用されていないように見受けられた。（図1及びヒアリング結果より）
- ・光熱水使用量の記録整備に比べて、保全計画書や保全台帳の記録整備実施率は低かった。（図2より）
- ・飲料水の水質測定実施率に比べて、空気環境（※1）、照度等の環境測定の実施率は低か

った。（図4より）

- ・貯水槽や浄化槽の清掃は行われていたが、害虫駆除の実施は不十分だった。（図5より）

※1：「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」

による主な空気環境基準

- ・CO2濃度 1,000ppm以下
- ・浮遊粉塵 0.15mg/m3以下
- ・温度 17℃以上、28℃以下
- ・湿度 40%以上、70%以下

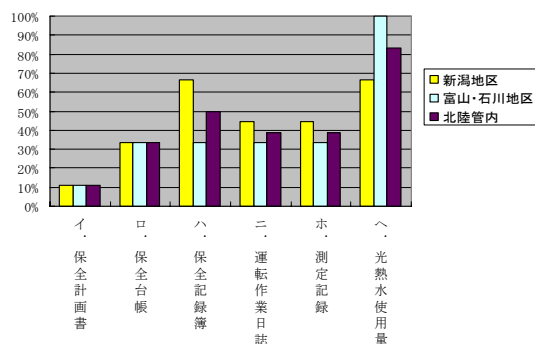


図2：記録の整備実施率

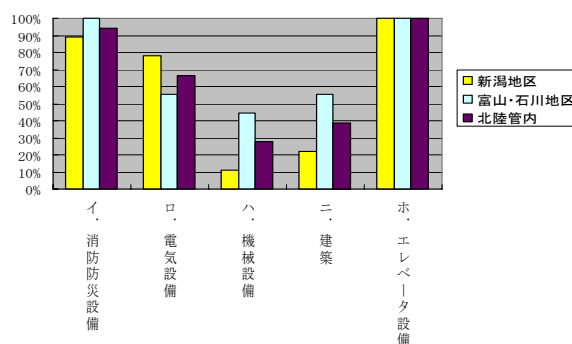


図3：点検実施率

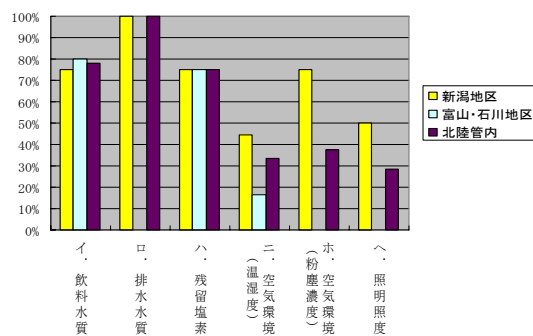


図4：測定実施率

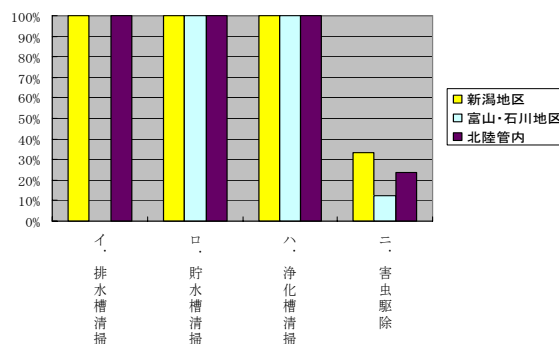


図5：衛生関係清掃等実施率

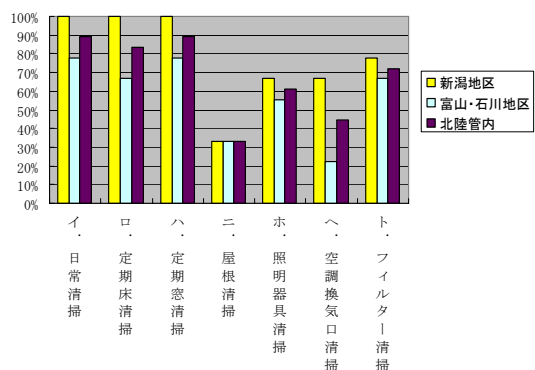


図6：その他清掃実施率

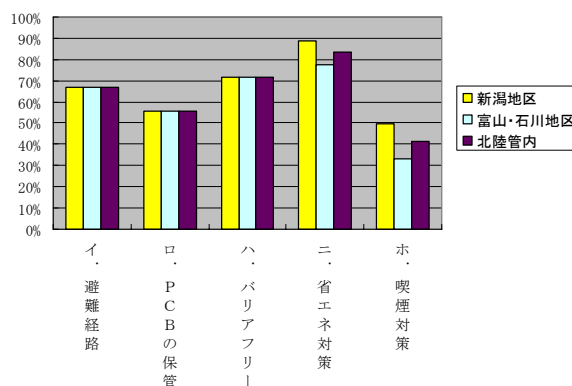


図7：その他実施率

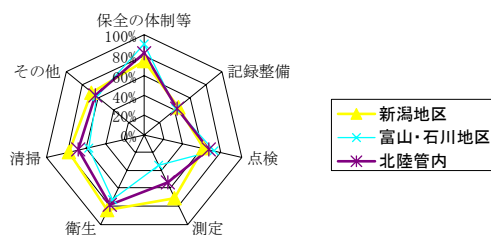


図8：全体の評価



写真1：電気設備の腐食



写真2：屋上の雑草
(屋上防水層の保全のため、
除草の必要があります。)

図8は、全体の評価結果をレーダーチャートで示したものです。記録整備の評価が低いことが目立ちます。

【保全指導・支援結果の通知】

現地調査の結果、指導・支援が必要であると考えられた事項については、その場で各施設の担当者等に伝えました（写真1、写真2は現地調査の際に撮影したものです。）。また、後日、報告書をまとめ、当該施設管理担当者あてに通知し、各施設における適正な施設保全推進のための参考としていただいております。

【おわりに】

保全指導・支援は、今年度以降も実施します。よろしくお願いいたします。



情報ヘッドライン

■北陸地方整備局営繕部、金沢営繕事務所では下記にて「官庁施設保全連絡会議」を開催します。関係機関の方は是非出席をお願い致します。

【新潟地区】

開催日：8月11日（金）

場 所：新潟美咲合同庁舎1号館

主 催：北陸地方整備局営繕部

保全指導・監督室

【富山・石川地区】

開催日：9月5日（火）

場 所：石川県地場産業振興センター

主 催：金沢営繕事務所

■「建築基準法」及び「官公庁施設の建設等に関する法律」が改正され、一定規模（例えば、一般事務庁舎では2階建以上または延べ床面積が200㎡を超えるもの）の国家機関の施設等は、敷地、構造、建築設備について定期点

検が義務づけられました。平成18年6月1日でこれらの改正法が施行されて1年となりました。建築設備については、点検周期は1年以内とされています。点検項目の抜粋を最終ページに記載しておりますので、参考にいただき、点検体制を整えたうえ、適切な点検をお願いいたします。

公共建築相談窓口

■北陸地方整備局 営繕部 計画課

TEL 025-280-8880（代表）

FAX 025-370-6504

e-mail pb-soudan@pop.hrr.mlit.go.jp

■北陸地方整備局 金沢営繕事務所 技術課

TEL 076-263-4585（代表）

FAX 076-231-6369

受付時間 午前9:00～午後5:00

（土日、祝日、年末年始を除く）

eメール、FAXは24時間受付

■北陸地区 公共建築賞優秀賞 受賞作品データ

【千手温泉 千年の湯】

所在地：新潟県十日町市水口沢121-7

構 造：木造+鉄筋コンクリート造

規 模：地上2階地下1階、延べ面積1,413㎡

事業者：十日町市

設計者：内田文雄+ (株)龍環境計画

施工者：丸山・高橋特定共同企業体

【富山市福沢地区コミュニティセンター】

所在地：富山県富山市東福沢3550

構 造：木造+鉄骨造

規 模：1階建て、延べ面積613㎡

事業者：富山市

設計者：(株)建築研究所アーキヴィジョン

施工者：石坂建設・ミナベ建築工業共同企業体

【金沢城公園「菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓等」】

所在地：石川県金沢市丸の内1-1

構 造：木造

規 模：3階建て、延べ面積1,919㎡

事業者：石川県

設計者：(有)建築文化研究所

施工者：Ⅰ工区 松井・城東

特定建設工事共同企業体

Ⅱ工区 大林組・真柄・松浦

建設工事共同企業体

Ⅲ工区 北国建設(株)

■建築設備の具体的な点検項目（抜粋）

【排気口、吸気口】

・排気口、給気口、ドアガラリ、防虫網等に通気不良の原因となる粉塵や障害物がないか。

・排気口、給気口に割れ等の著しいき裂その他の損傷、変形若しくは腐食がないか。

＜点検の方法：目視＞

【ダンパー、防火ダンパー】

・ダンパーの開閉不良、作動不良をおこしていないか。

・防火ダンパーが、閉状態になっていないか。

＜点検の方法：目視＞

【排煙機】

・排煙機は正常に作動するか。 予備電源での起動、運転が可能か。

＜点検の方法：作動確認＞

・排煙風道及び支持金物等に著しい損傷、変形、腐食がないか。

＜点検の方法：目視＞

【照明器具】

・非常用照明が点灯するか。

＜点検の方法：作動確認＞

点検用ブルスイッチが付いている非常用照明器具は、電池内蔵型です。スイッチを引いて点灯確認します。

※国土交通省大臣官房官庁営繕部では、「建築物点検マニュアル」等を作成し、国土交通省のホームページで公開しています。どうぞ参考にしてください。（国土交通省のホームページより、右記を参照してください。国土交通省/官公庁施設/技術基準/保全関連基準）また、これら資料は、「官庁施設保全連絡会議」等でも配布しておりますのでよろしくお願い致します。

平成18年7月発行 通巻8号

編集：北陸地方整備局営繕部

金沢営繕事務所

ホームページアドレス <http://www.hrr.mlit.go.jp/eizen/>

電話025-280-8880（代表）

FAX 025-370-6504

電話076-263-4585（代表）

FAX 076-231-6369

えいぜん通信@北陸は、北陸地方整備局のホームページでも読むことができます。

北陸地方整備局営繕部、金沢営繕事務所の業務全般に関しても、北陸地方整備局のホームページで紹介しております。どうぞ、ご覧ください。